**〇〇地区まちづくり協議会設立準備会規則（例）**

（名称）

第１条　本会の名称は、○○地区まちづくり協議会設立準備会（以下「準備会」という）とする。

（目的）

第２条　準備会は、○○地区における住民主体のまちづくりを推進するため、〇〇地区まちづくり協議会を設立することを目的とする。

（設立区域）

第3条　準備会の設立区域は○○公民館区の範囲とする。

（事務所）

第4条　準備会の事務所は石川県河北郡津幡町●●●に置く。

（構成員）

第５条　準備会の構成員は準備会設立区域の住民及び同区域内を活動拠点とする団体から推薦されたもので構成し、別表のとおりとする。

（事業）

第6条　準備会は、第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

（1）〇〇地区まちづくり協議会の組織体制、運営方法、規則等に関すること

（2）その他目的を達成するために必要な事業

（役員）

第7条　準備会に次の役員を置く。

　（1）会長　　　　1名

　（2）副会長　　　若干名

　（3）事務局長　　1名

　（4）会計　　　　1名

　（5）監事　　　　2名

（役員の任務）

第8条　役員の任務は次のとおりとする。

　（1）会長は、準備会を代表し、会務を統括し、会議を招集して議長となる。

　（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

　（3）事務局長は、準備会の運営に関する事務を担当する。

　（4）会計は、準備会の運営に伴う出納経理事務を担当する。

　（5）監事は、準備会の会計監査事務を担当する。

（役員の任期）

第9条　役員の任期は、○○地区まちづくり協議会が設立されるまでとする。

（会議の招集）

第10条　会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

（経費）

第11条　準備会の経費は、補助金、交付金、寄附金その他収入をもって充てる。

（会計年度）

第12条　準備会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計帳簿の整備）

第13条　準備会は収支を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2　設立区域内の住民が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

（監査と報告）

第14条　監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、構成員に報告する。

（解散）

第15条　準備会は、第2条に定める目的達成の日をもって解散する。

（雑則）

第１６条　この規則に定めるもののほか、準備会の運営に必要な事項については会長が別に定める。

　附則

この規則は、令和●●年●●月●●日から施行し、○○地区まちづくり協議会の設立により、その効力を失う。

別表（第5条関係）

|  |
| --- |
| 構成団体名 |
| ○○区 | △△区 | □□区 |
| 民生児童委員 | 防犯委員 | 消防分団 |
| スポーツ協会 | 小学校PTA | ○○サロン |
| 青年団 |  |  |

**○○地区まちづくり協議会規則（例）**

（名称）

第１条　本会は、○○地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、地域の住民や団体が主体となって、相互の連携と協働により地域の課題を解決し、全ての住民にとって住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（設立区域）

第3条　協議会の設立区域は○○公民館区の範囲とする。

（事務所）

第４条　協議会の事務所は石川県河北郡津幡町●●●に置く。

（構成員）

第５条　協議会は、第３条に規定する区域内で活動する団体及び事業者、住民で構成する。

（事業）

第６条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（1）安全安心づくりに関する事業

　（2）地域づくりに関する事業

　（3）健康づくりに関する事業

　（4）人づくりに関する事業

　（5）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第7条　協議会に次の役員を置く。役員は総会において構成員の中から選任する。

　（1）会長　　　1名

　（2）副会長　　2名

　（3）会計　　　1名

　（4）事務局長　1名

　（5）部会長　　各部会1名

　（6）監事　　　2名

（役員の任務）

第8条　役員の任務は次のとおりとする。

　（1）会長は、会を代表し、会務を統括し、総会及び運営委員会を招集して議長となる。

　（2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

　（3）事務局長は、会の運営に関する事務を担当するとともに、専門部会や行政等との連絡調整を行う。

　（4）会計は、協議会の運営及び活動に伴う出納経理事務を担当する。

　（5）監事は、協議会の会計監査事務を担当し、総会に監査報告を行う。

（役員の任期）

第9条　役員の任期は、2年とする、ただし、再任は妨げない。また、欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条　協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2　顧問は、運営委員会において選出し、会長が選任する。

3　顧問は、会長の求めに応じて助言する。

（代議員）

第11条　総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

　（1）監事を除く役員

　（2）別表に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者

　（3）地域に居住する住民の中から公募で選ばれた者

　（4）その他会長が認める者

2　代議員は協議会を構成する団体等から各々1名までとし、任期は2年とする。

3　公募による代議員の定数は3名までとする。

（会議）

第12条　協議会の運営にあたり次の会議を開催する。

　（1）総会

　（2）運営委員会

　（3）専門部会

2　会議は、原則公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

（総会）

第13条　総会は協議会の最高議決機関で、毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合又は代議員の過半数の請求があった場合は、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

2　総会は委任状を含めた代議員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　定期総会の開催が困難な状況が発生したときは、書面決議をもって承認することができるものとし、出席者による成立要件及び議決に関する規定については前項の規定を準用する。

4　総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

　（1）事業計画、予算の決定に関すること

　（2）事業報告、決算の承認に関すること

　（3）役員の承認に関すること

　（4）規則の制定、改正及び廃止に関すること

　（5）その他協議会の運営に関し必要と認められること

（運営委員会）

第1４条　運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、役員の過半数の請求があった場合は、会長が速やかに会議を開催しなければならない。

2　運営委員会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

3　運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する

　（1）事業計画、予算の作成に関すること

　（2）事業報告、決算の作成に関すること

　（3）規則の制定、改正及び廃止に関すること

　（4）専門部会の報告に関すること

　（5）行政等と協議すべき案件に関すること

　（6）その他協議会の運営に必要と認められること

（専門部会）

第1５条　専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を置く。

　（1）○○部会

　（2）○○部会

　（3）○○部会

　（4）○○部会

2　専門部会には、部会長、副部会長及び部員で構成するものとする。

3　専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、実績報告及び決算等について協議を行う。

（事務局）

第1６条　協議会の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

2　事務局は、事務局長1名と事務局員で構成する。

3　事務局長は、会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

4　事務局員は、会長が任命する。

5　事務局の職務は次の各号に掲げる事項とする。

　（1）協議会の運営に関すること

　（2）構成員及び行政機関、関係機関等との連絡調整に関すること

　（3）その他会長が必要と認めること

（会計）

第1７条　協議会の運営等に係る経費は、交付金、補助金、協賛金、寄附金及びその他収入をもって充てる。

2　協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3　協議会の事業計画及び予算は、運営委員会の審議を経て、総会の承認を得て決定する。

（監査）

第1８条　監事は会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

（会計帳簿の整備）

第1９条　協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

（情報公開）

第２０条　会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

2　第5条に定める構成員による文書及び会計帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

（個人情報の取扱い）

第２１条　協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

（規則の改正）

第2２条　この規則は、総会において委任状を含め、出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができないものとする。

（雑則）

第2３条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

　附則

　この規則は、令和●●年●●月●●日から施行する。

別表（第11条関係）

|  |
| --- |
| 構成団体 |
| ○○区 | △△区 | □□区 |
| 民生児童委員 | 防犯委員 | 消防分団 |
| スポーツ協会 | 小学校PTA | ○○サロン |
| 青年団 |  |  |